

公益財団法人滝沢市体育協会表彰規程細則

本協会表彰規程第9条により表彰者の審査細則を次のとおりとする。

1. 功労賞

- (イ) 同一競技種目に20年以上にわたり活躍し、その競技団体の発展に顕著な功績のあったもの。
- (ロ) 20年以上にわたり地域スポーツ振興に寄与し、その地域団体の発展に貢献したものの。
- (ハ) 被表彰対象者は、満60歳以上とする。
- (ニ) その他表彰審査委員会において被表彰者と認められるもの。
- (ホ) 表彰者の推薦は、1団体から単年度1名又は1団体とする。

2. 栄光賞

- (イ) 国民体育大会に入賞したもの。
- (ロ) 全国高等学校総合体育大会において入賞したもの。
- (ハ) 全日本選手権において入賞したもの。
- (ニ) 国際競技大会において優秀な成績をおさめたもの。
- (ホ) 全国中学校大会において入賞したもの。
- (ヘ) 全国小学校大会において入賞したもの。
- (ト) 全国に通じる東北大会において優勝したもの。
- (チ) その他指導者及び上記と同等の大会に出場し、表彰審査委員会において被表彰者と認められるもの。

3. 優秀賞

- (イ) 本市からの派遣者で県民体育大会に優勝したもの。
- (ロ) 全国に通じる県大会で優勝したもの。
- (ハ) その他表彰審査委員会において被表彰者と認められるもの。
- (ニ) 被表彰者は小学生以上とする。
- (ホ) 出場者が1名又は1チームの場合は被表彰対象外とする。

4. 表彰の対象期間

前年の11月1日から、当年の10月31日までとする。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から適用する。

- 2. 平成元年4月22日一部改正
- 3. 平成14年3月19日改正
- 4. 平成26年1月1日から施行
- 5. 平成26年12月1日から施行
- 6. 平成27年度の表彰対象期間を平成26年の県民体育大会全種目終了の翌日から、平成27年10月31日までとする。